

山陽小野田市農業委員会

第 1 5 回

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和 6 年 9 月 1 3 日午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 4 0 分

2. 開催場所 山陽小野田市保健センター 2 階 集団指導室

3. 出席委員

会 長	1	田 尾 光 一
会長職務代理者	1 4	五十嵐 奨
委 員	2	二 井 一 夫
	3	藤 井 豊
	4	森 田 祐 三
	5	田 中 覺
	6	相 本 まゆみ
	7	中 島 由紀子
	8	緒 方 始
	9	藤 田 勲
	1 0	池 田 直 美
	1 1	辻 村 勝 好
	1 2	村 上 雅 彦
	1 3	國 吉 彰

4. 欠席委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第 62号 農地法第3条 権利の移動

議案第 63号 農地法第4条 転用

議案第 64号 農地法第5条 転用を目的とする権利移動

議案第 65号 現況証明願い

報告第 25号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第 66号 農用地利用集積計画について

議案第 67号 農用地利用集積等促進計画(配分)の案について

議案第 68号 農業振興地域瀬美計画の変更について

6. 農業委員会事務局職員

事務局次長 藤 上 尚 美

事務局参事 幡 生 隆太郎

7. 議会の概要

議長	定刻になりましたので、只今より第 15 回山陽小野田市農業委員会総会を開会いたします。 (起立、礼、着席) 9 月に入りましたが、厳しい暑さが続きます。水稻の早ものは、稲刈りが始まりました。委員の皆様におかれましては、ご多忙のところご出席をいただき、誠にありがとうございます。 ご案内のとおり、8 月 25 日に事務局長の [] さんが逝去されました。突然のことで大変驚いた次第でございます。ここに、ご生前のご功績を偲び、心からご冥福をお祈り申し上げます。 なお、総会後の最適化会議において、委員全員で黙とうを捧げたいと思います。 本日の欠席委員はありません。 それでは議事日程のとおり進めてまいりたいと思います。 本日の議事録署名は 2 番二井委員と 14 番五十嵐委員にお願いします。 それでは議事に入ります。 議案第 62 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程します。
参事	事務局の説明を求めます。 今月の農地法第 3 条の許可申請は 4 件です。 議案第 62 号番号 43 について議案書をもとに説明いたします。 2 ページをご覧ください。 申請地は、[] から [] へ約 [] k m に位置する第 3 種農地です。 申請内容は下表のとおりです。 公図は 3 ページをご覧ください。 本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。
議長 8 番	次に現地調査報告をお願いします。 現地の報告をさせていただきます。 9 月 5 日に事務局 2 名と池田委員、私の 4 名で現地確認を行いました。 申請地は、事務局からも説明がありましたように、[] 地区の国道 [] の北側になります。 周辺の状況は、西側と東側は道路で、田や畑に囲まれています。 北側には譲渡人名義の母屋と長屋が建っていました。 譲渡人は遠方に居住しており、維持管理が困難なため、譲渡したいと

のことです。

譲受人は申請地の隣接地を購入し、自宅の新築を予定しているとのこと
で、何ら問題はないと思います。

議長

以上で現地報告を終わります。

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 62 号番号 43 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 44 について事務局の説明を求めます。

参事

議案第 62 号番号 44 について議案書をもとに説明いたします。

4 ページをご覧ください。

申請地は、 から へ約 k mに位置する第 3 種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は 5 ページをご覧ください。

本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満た
していると考えられます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

10 番

現地の報告をさせていただきます。

現地の位置につきましては事務局より説明がありましたので省略させ
ていただきます。

周辺の状況は、 のそばで、住宅や田畑が点在しているところ
です。

北側に水路、西側にブロックフェンスがありました。

申請地の状況は、譲渡人と譲受人の共有地となっておりますが、譲受
人が 100%耕作しており、近隣のスーパーなどに花を出荷しています。

譲渡人は農業をしなくなったので、譲受人に持ち分を全て譲渡すると
のことです。

譲受人は 917.72 m²を耕作しており、農業機械等も揃っていることから
営農に支障はないと思います。

以上の事から特に問題ないと思います。

報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 62 号番号 44 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

参事

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 45 について事務局の説明を求めます。

議案第 62 号番号 45 について議案書をもとに説明いたします。

6 ページをご覧ください。

申請地は、[] から [] へ約 [] k m に位置する第 1 種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は 7 ページをご覧ください。

本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

8 番

現地の報告をさせていただきます。

[] の [] 地区にある、[] の南側になります。

周辺の状況は、圓応寺の駐車場横に宅地、北側以外は圃場となっています。

申請地に関しては、進入路がない草地でした。

譲渡人は高齢のため、管理が困難となり、譲渡するとのことでした。

譲受人は、農業法人の代表者であり、農業機械等も揃っていることから耕作可能であると判断しました。

進入路がないため、譲受人所有の土地を通して申請地へ進入するそうです。

以上の事から特に問題ないと思います。

報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無ければ私から質問ですが、これは法人が買ったわけではなく個人が買ったのですか。また、この申請地を地域計画のエリアに入れるのですか。

参事

現地調査報告でもありましたが、7 ページの公図を見ていただくとわかりやすいのですが、東側の譲受人の所有地と一体的に利用したいとのこと、今のところ法人は集積しないとのことでした。

また、地域計画については今後この地区は話し合いがありますので、その中でどのような協議がされるかは現状ではわかりません。

議長

わかりました。ちなみに隣接地の [] は 3 か月ぐらい前に購入した土地でしょうか。

参事

登記事項証明書がないのではっきりしたことは言えませんが、つい最近購入されたのは [] 周辺の農地です。

議長

分かりました。

参事

ほかに質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 62 号番号 45 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 46 は議案第 65 号番号 23 と関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。

議案第 62 号番号 46 及び議案第 65 号番号 23 について議案書をもとに一括して説明いたします。

8 ページをご覧ください。

申請地は、[] から [] へ約 [] k m に位置する第 3 種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は 9 ページをご覧ください。

本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

次に 66 ページをご覧ください。

申請地は、[] から [] へ約 [] k m、第 3 種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は 67 ページをご覧ください。

本件は、これまで公衆用道路として使用されており、今後も農地としての利用が困難なため、非農地証明に至ったものです。

議長

10 番

次に現地調査報告をお願いします。

現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は、[] 線の線路の近くです。周辺の農地は全て保全管理から草地状態でした。

申請地の状況は、休耕田で荒廃していました。

譲渡人は、近隣に居住しておらず、維持管理が困難なため、譲渡することです。

譲受人は田畑合わせて 20,231 m²を耕作中で、農業機械等も揃っていることから耕作可能です。

続いて現況確認についての説明を行います。

申請地は昭和の終わりごろから車社会となり、車の交通量も増えたことから、近隣の土地所有者が土地を少しずつ出し合い、道路を拡張したことです。

周辺の状況は、住宅地や田が点在しているところです。

申請地の状況は、現在も公衆用道路として使用されています。

議長

以上で報告を終わります。

何か質問はありませんか。

(挙手あり)

どうぞ。

1 1 番
参事

譲受人は規模拡大とのことですが、本当に耕作されるのでしょうか。

営農計画書が申請時に添付されております。取得後は、果樹を植えて果樹園として利用するそうです。現状、他の地区で取得した農地に関しても、果樹園として営農している旨の報告書が出ておりますので、この営農計画書で問題ないという判断をしております。

1 1 番

私の地区にもこの方は農地を所有しておりますが、どう見ても農地として利用している形跡がありません。草が生い茂っており、今年度の利用状況調査結果も草地でした。

もちろん果樹園として規模拡大されるのは問題ないとは思いますが、残土置き場として利用されないかが心配になりまして、発言させていただきました。

(挙手あり)

議長

どうぞ。

2 番

■の方にはなるのですが、苗木が植えてありまして、成木になるまでは時間がかかりますので、果樹園として収穫できるようになるまではちょっと時間がかかるとは思います。ちょっと何を植えているかははっきりとはわからなかったのですが、柑橘ならばもう少し密集気味で植えたほうが早くできるのには思いました。

参事

当該申請に係る農地についても、畑造をするためには農業委員会への畑地造成の届出が必要になりますので、果樹を植える際に盛り土をするのであれば届出がありますし、完了報告も必要となります。きちんと営農がされているかという確認は事務局でも行いますが、農地パトロールの際に見ていただいて、問題があった場合は事務局まで報告いただければと思います。そのうえで、必要があれば指導を行います。以上です。

議長

ほかに何か質問はありませんか。

今事務局からありましたように、農地パトロールをしていただいて、経過をしっかりと確認いただければと思います。

質問が無いようですので、これより採決に入ります。

議案第 62 号番号 46 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に議案第 63 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上

	程します。
	事務局の説明を求めます。
参事	今月の農地法第 4 条の許可申請は 2 件です。 議案第 63 号番号 7 について議案書をもとに説明いたします。 11 ページをご覧ください。 申請地は、[] から [] へ約 [] k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。 申請内容は、下表のとおりです。 公図は 12 ページ、土地利用図は 13 ページ乃至 15 ページをご覧ください。 本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。
議長 8 番	次に現地調査報告をお願いします。 現地の報告をさせていただきます。 [] 地区になります。 現地の状況は、公図を見ていただければわかると思うのですが、一体利用地の裏手に位置する圃場で現在耕作されておらず、セイタカアワダチソウが繁茂している草地の状態となっていました。 周辺の状況は、南側には申請者の自宅、その南側には市道が通っていました。 雨水処理に関しては、溜枡にて農業用用水路に排水します。 汚水に関しては、公共下水道に接続して処理します。 埋立法面の処理は、0.4m 程度の盛り土で擁壁についてはブロック積みとなります。 申請地への進入路の位置は、現状は住宅が建っておりますので、公図の申請地右側の幅 2m 程度の細長い部分からとなっていました。 境界については、畦畔と測量杭で確認できています。 以上の事から特に問題ないと思います。 これで現地報告を終わります。
議長	何か質問はありませんか。 無いようでしたらこれより採決に入ります。 議案第 63 号番号 7 に賛成の方の挙手を求めます。 全員賛成により原案どおり承認することといたします。 次に番号 8 は議案第 64 号番号 71 と関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。
参事	議案第 63 号番号 8 及び議案第 64 号番号 71 について議案書をもとに一

括して説明いたします。

16 ページをご覧ください。

申請地は、[] から [] へ約 [] k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は、下表のとおりです。

公図は 17 ページ、土地利用図は 18 ページをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

次に 22 ページをご覧ください。

申請地は、[] から [] へ約 [] k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は、下表のとおりです。

公図は 23 ページ、土地利用図は 24 ページ乃至 26 ページをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長
10 番

次に現地調査報告をお願いします。

現地の報告をさせていただきます。

[] 地区となります。

第 4 条申請の方から説明させていただきます。

周辺の状況は、高台にある住宅で、前面道路の幅が狭いため、宅配車両等の転回ができない状態です。

申請地の状況は、荒廃していましたが、整地して宅配車両等の転回ができるようにしていました。

雨水処理に関しては、自然流下で自分の畑に排水します。

汚水に関しては発生しません。

埋立は行わずに整地のみとなります。

申請地への進入路の位置は、図面北側で、幅員は 2 m です。

境界に関しては境界杭で確認しています。

以上の事から特に問題ないと思います。

続きまして第 5 条申請の現地報告をさせていただきます。

周辺の状況は、高台で畑が点在している住宅地になります。

申請地の状況は現状、保全管理中です。

雨水処理に関しては、自分の畑に自然流下で排水します。

汚水に関しては公共下水道に接続します。

埋立法面の処理は整地のみで、埋立を行わないのでありません。

申請地への進入路の位置は、図面北側からで、幅員は 2 m です。

	周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。 境界に関しては、境界杭、プラチック杭、既設構造物などで確認できています。 以上の事から特に問題ないと思います。 報告を終わります。
議長	何か質問はありませんか。
参事	無ければ私から質問ですが、■■■■の畑の持ち主は誰ですか。
議長	4条例外で農機具倉庫が建っております。持ち主は4条の申請者と同一となります。 わかりました。 他に質問はありませんか。 無いようでしたらこれより採決に入ります。 議案第63号番号8及び議案第64号番号71に賛成の方の挙手を求めます。 （全委員挙手） 全員賛成により原案どおり承認することといたします。 次に議案第64号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。
参事	事務局の説明を求めます。 今月の農地法第5条の許可申請は11件です。 番号71は審議を終えていますので、議案第64号番号72について議案書をもとに説明いたします。 27ページをご覧ください。 申請地は、■■■■から■■へ約■■k mに位置する公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。 申請内容は、下表のとおりです。 公図は28ページ、土地利用図は29ページ乃至31ページをご覧ください。 本件は、立地基準及び一般基準に照らし、第2種農地の許可基準を満たしていると考えられます。
議長 8 番	次に現地調査報告をお願いします。 現地の報告をさせていただきます。 山野井東地区になります。 周辺の状況は北側に県道■■■号線があり、東側には田、西側に宅地、南側には水路がありました。 申請地の状況は、保全管理中で、樹木が十数本植えてありました。 雨水処理に関しては、農業用用水路に排水します。 汚水に関しては、合併浄化槽で処理します。

議長	埋立法面の処理は、申請地は道路より高いため、0.4m程度切土が発生するとのことです。 法面の処理は、芝貼りにて行うとのことです。 境界に関しては、既設構造物、畦畔で確認しています。 以上の事から特に問題ないと思います。 報告を終わります。 何か質問はありませんか。 無いようでしたらこれより採決に入ります。 議案第 64 号番号 72 に賛成の方の挙手を求めます。 （全委員挙手） 全員賛成により原案どおり承認することといたします。
参事	次に番号 73 について事務局の説明を求めます。 議案第 64 号番号 73 について議案書をもとに説明いたします。 32 ページをご覧ください。 申請地は、■■■■から■■■■へ約 ■■■■k mに位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。 申請内容は、下表のとおりです。 公図は 33 ページ、土地利用図は 34 ページをご覧ください。 本件は、立地基準及び一般基準に照らし、第 2 種農地の許可基準を満たしていると考えられます。
議長 8 番	次に現地調査報告をお願いします。 現地の報告をさせていただきます。 周辺の状況は、申請地北側に宅地、南側は山林、西側には竹藪のかなり急な崖、東側には進入路がありました。 申請地の状況は、段差が 1 mほどある圃場が 2 枚です。 南側の藪刈りを行って、害獣除けのネットで境界を確認しました。 雨水処理に関しては、北側の農業用排水路に排水します。 汚水に関しては発生しません。 埋立は行いませんので法面の処理也没有ありません。 申請地への進入路の位置は先ほども説明しましたように、東側からで、幅員は約 3 mです。 境界に関しては、宅地との境界はコンクリート壁で確認しました。その他は既設構造物、畦畔等で確認できています。 以上の事から特に問題ないと思います。 報告を終わります。
議長	何か質問はありませんか。

参事

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 64 号番号 73 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 74 について事務局の説明を求めます。

議案第 64 号番号 74 について議案書をもとに説明いたします。

35 ページをご覧ください。

申請地は、[] から [] へ約 [] k m に位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。

申請内容は、下表のとおりです。

公図は 36 ページ、土地利用図は 37 ページ乃至 43 ページをご覧ください。

本件は、立地基準及び一般基準に照らし、第 2 種農地の許可基準を満たしていると考えられます。

議長
10 番

次に現地調査報告をお願いします。

現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は、北側に市道が通っており、北側と南側は一体利用地で、住宅地に囲まれているところです。

申請地の状況は、耕作されておらず、保全管理中でした。

雨水処理に関しては、道路側溝へ排水します。

汚水に関しては、公共下水道へ接続します。

埋立は 0.2m から 0.4m ほど行います。

申請地への進入路の位置は図面北側からで、幅員は 4.1m です。

周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。

境界に関しては、境界杭、測量杭、既設構造物で確認しています。

以上の事から特に問題ないと思います。

これで報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 64 号番号 74 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 75 は議案第 65 号番号 24 と関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。

参事

説明の前に、議案の訂正がございます。

44 ページの図面の下の表の中の土地の表示が間違っております。

地番が「[]」となっていますが、正しくは「[]」

議長
8 番

」となります。訂正してお詫び申し上げます。

議案第 64 号番号 75 及び議案第 65 号番号 24 について議案書をもとに一括して説明いたします。

44 ページをご覧ください。

申請地は、 から へ約 k m に位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。

申請内容は、下表のとおりです。

公図は 45 ページ、土地利用図は 46 ページをご覧ください。

本件は、立地基準及び一般基準に照らし、第 2 種農地の許可基準を満たしていると考えられます。

次に 68 ページをご覧ください。

申請地は、 から へ約 k m に位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は 69 ページをご覧ください。

本件は、これまで公衆用道路として使用されており、今後も農地としての利用が困難なため、非農地証明に至ったものです。

次に現地調査報告をお願いします。

現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は、北側が荒廃した田、東側が山、南側が県道 号線、西側は道路となっています。

申請地の状況は、北側が荒廃した田との境界確認ができなかったため、現地調査時には畦畔の草刈りをさせていただいておりました。その結果 1 m 強の段差がありまして、そちらで境界を確認いたしました。

雨水処理に関しては、申請地西側の道路側溝へ排水します。

汚水に関しては発生しません。

埋立は行いません。

申請地への進入路の位置は、図面西側になります。

境界に関しては、既設構造物、畦畔で確認できています。

以上の事から特に問題ないと思います。

これで現地報告を終わります。

続きまして、現況証明の方の現地の報告をさせていただきます。

先ほど説明した申請地の西側のアスファルト舗装部分の中に農地が含まれていたため、今回申請するに至った次第です。

以上の事から農地性は無いと思います。

報告を終わります。

議長	何か質問はありませんか。 無いようでしたらこれより採決に入ります。 議案第 64 号番号 75 及び議案第 65 号番号 24 に賛成の方の挙手を求めます。 （全委員挙手） 全員賛成により原案どおり承認することといたします。 次に番号 76 は番号 80 号と関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。
参事	議案第 64 号番号 76 及び番号 80 について議案書をもとに一括して説明いたします。 47 ページをご覧ください。 申請地は、[] から [] へ約 [] k m に位置する第 1 種農地です。 申請内容は、下表のとおりです。 公図は 48 ページ、土地利用図は 49 ページをご覧ください。 次に 59 ページをご覧ください。 申請地は、[] から [] へ約 [] k m に位置する第 1 種農地です。 申請内容は、下表のとおりです。 公図は 60 ページ、土地利用図は 61 ページをご覧ください。 本件は、第 1 種農地を対象とした事案ですが、いずれの事案も既存施設の拡張で、拡張に係る敷地の面積が既存施設の敷地の面積の二分の一を超えないものであることから、農地法施行規則第 35 条第 1 項第 5 号に該当し、許可の対象となるものです。
議長 8 番	次に現地調査報告をお願いします。 現地の報告をさせていただきます。 [] 地区になります。 農地の一部を分筆し、住宅の持ち主が既存のカーポートを撤去し、カーポート 2 基を新たに設置するものです。 申請地の状況は、保全管理された休耕田でした。 雨水処理に関しては、申請地東側の農業用水路に排水します。 汚水に関しては発生しません。 埋立法面の処理については、宅地より低いため、0.6m 程度盛土を行い、整地します。 境界に関しては、測量杭で確認しています。 以上で番号 76 についての報告を終わります。 続きまして、番号 80 の説明に移ります。 申請地の西側の土地が既に資材置場として埋立されており、その部分

	の敷地拡張を行うために申請が出されました。 周辺の状況は、西側が資材置場、東側が圃場でした。 申請地の状況につきましては、保全管理中の休耕田でした。 雨水処理に関しては、道路側溝へ排水します。 圃場と資材置場との高低差がかなりありますので、資材置場側の高さに合わせる形で埋立を行います。 法面の処理は土羽です。 申請地への進入路の位置は、西側の国道 ■■■ 号線からです。既設の資材置場の拡張ですので、元の資材置場と同じ進入路となります。 境界に関しては測量杭と既設構造物、畦畔で確認できています。 以上の事から特に問題ないと思います。 これで現地調査報告を終わります。
議長	何か質問はありませんか。 無いようでしたらこれより採決に入ります。 議案第 64 号番号 76 及び番号 80 に賛成の方の挙手を求めます。 （全委員挙手） 全員賛成により原案どおり承認することといたします。 次に番号 77 について事務局の説明を求めます。
参事	議案第 64 号番号 77 について議案書をもとに説明いたします。 50 ページをご覧ください。 申請地は、■■■■■ から ■■■ へ約 ■■■ k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。 申請内容は、下表のとおりです。 公図は 51 ページ、土地利用図は 52 ページをご覧ください。 本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。
議長 8 番	次に現地調査報告をお願いします。 現地の報告をさせていただきます。 周辺の状況は、北側が宅地と道路、南側が宅地と田、東側が田、西側が宅地になっていました。 申請地の状況につきましては、昨年までは水稻を耕作されていたようですが、現地調査時点では草地になっていました。 雨水処理に関しては農業用用水路に排水します。 汚水に関しては、発生しません。 埋立法面の処理ありません。 申請地への進入路の位置は、図面北側からです。

議長	境界につきましては既設構造物、畦畔で確認しています。 以上の事から特に問題ないと思います。 報告を終わります。 何か質問はありませんか。 無いようでしたらこれより採決に入ります。 議案第 64 号番号 77 に賛成の方の挙手を求めます。 （全委員挙手） 全員賛成により原案どおり承認することといたします。 次に番号 78 について事務局の説明を求めます。
参事	議案第 64 号番号 78 について議案書をもとに説明いたします。 53 ページをご覧ください。 申請地は、 から へ約 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。 申請内容は、下表のとおりです。 公図は 54 ページ、土地利用図は 55 ページをご覧ください。 本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。
議長 10 番	次に現地調査報告をお願いします。 現地の報告をさせていただきます。 現地の状況は、 地区の高台にあり、日当たりのいい場所です。 周辺の状況は、東側に市道がありました。 申請地の状況は、保全管理中で草地でした。 雨水処理に関しては、農業排水路に排水します。 汚水に関しては発生しません。 埋立法面の処理ありません。 申請地への進入路の位置は、図面北側に位置する市道からです。 周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。 境界については既設構造物で確認しています。 以上の事から特に問題ないと思います。 これで報告を終わります。
議長	何か質問はありませんか。 無いようでしたらこれより採決に入ります。 議案第 64 号番号 78 に賛成の方の挙手を求めます。 （全委員挙手） 全員賛成により原案どおり承認することといたします。 次に番号 79 について事務局の説明を求めます。

参事	議案第 64 号番号 79 について議案書をもとに説明いたします。 56 ページをご覧ください。 申請地は、■■■■から■■■へ約 ■■■ k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。 申請内容は、下表のとおりです。 公図は 57 ページ、土地利用図は 58 ページをご覧ください。 本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。
議長 10 番	次に現地調査報告をお願いします。 現地の報告をさせていただきます。 周辺の状況は、北側と東側、南側に市道が通っております。 西側には宅地のブロックがありました。 また、南側には保全管理中の田がありました。 申請地の状況は、保全管理中の田でした。 雨水処理に関しては、市道の下を通して南側の農業用排水路に排水します。 汚水に関しては発生しません。 埋立法面の処理は埋立を行わないのでありません。 申請地への進入路の位置は図面東側からで、幅員は 3.5m です。 周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。 境界については、既設構造物で確認しています。 以上の事から特に問題ないと思います。 これで報告を終わります。
議長	何か質問はありませんか。 無いようでしたらこれより採決に入ります。 議案第 64 号番号 79 に賛成の方の挙手を求めます。 (全委員挙手) 全員賛成により原案どおり承認することといたします。 次に番号 81 について事務局の説明を求めます。
参事	議案第 64 号番号 81 について議案書をもとに説明いたします。 62 ページをご覧ください。 申請地は、■■■■から■■■へ約 ■■■ k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。 申請内容は、下表のとおりです。 公図は 63 ページ、土地利用図は 64 ページをご覧ください。 本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えら

れます。

なお、本案件は前回総会で審査をしていただいた案件ですが、総会終了後に時効取得により所有者が変更となり、譲渡人が申請どおりになっていないことが判明したため、先の総会で議決をいただいた案件につきましては、取り消しを行い、現所有者の名義で申請を出し直したものです。なお、前回総会時に現地調査報告を行い、問題がなかったため、現地調査は省略し、このまま採決に移っていただければと思います。

議長 　ただ今事務局から説明がありましたとおり取り扱おうと思いますが、何か質問はありませんか。

無いうでしたらこれより採決に入ります。

議案第 64 号番号 81 に賛成の方の挙手を求めます。

（全委員挙手）

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に報告第 25 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明を求めます。

参事 　70 ページをご覧ください。

今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による通知は番号 55 乃至 58 の 4 件で、現契約を合意により解約するものです。

ご審議の程お願いします。

議長 　何か質問はありませんか。

無いうでしたら報告第 25 号は原案どおり処理いたします。

次に、議案第 66 号「農用地利用集積計画」を上程します。

なお、五十嵐委員は、農業委員会等に関する法律 31 条の規定により、本件議事に参与することができませんので、ご退室願います。

（五十嵐委員　退室）

それでは事務局の説明を求めます。

参事 　72 ページ及び 73 ページをご覧ください。

議案第 66 号農用地利用集積計画について議案書をもとに説明します。

今月の農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく農用地利用集積計画は、整理番号 99 番及び 100 番の 2 件、合計で 3 筆、6,443 m²です。

ご審議の程お願いします。

議長 　何か質問はありませんか。

無いうでしたら採決に入ります。

賛成の方の挙手を求めます。

（全委員挙手）

全員賛成により、議案第 66 号は原案どおり決定することとします。

参事

五十嵐委員は自席にお戻りください。

(五十嵐委員 入室)

次に議案第 67 号「農用地利用促進計画（配分）（案）」を上程します。
事務局の説明を求めます。

75 ページをご覧ください。

議案第 67 号「農用地利用促進計画（配分）（案）」について議案書をもとに説明します。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、山陽小野田市長から意見を求められている案件は、整理番号 51 の 1 件、2 筆、2,356 m²でございます。

議長

ご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

次に議案第 66 号「農業振興地域整備計画の変更について」を上程します
事務局の説明を求めます。

76 ページを御覧ください。

議案第 68 号「農業振興地域整備計画の変更について」議案書をもとに説明します。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項において準用する同上第 1 項の規定により、山陽小野田市長から意見を求められている案件は、番号 8 の 1 件です。

77 ページをご覧ください。

除外の申出のあった農用地は、総合事務所から西に約 1.7 k m に位置する除外後第 1 種農地です。

申出の内容は 76 ページのとおりです。

公図は 78 ページ、土地利用計画等は 79 ページをご覧ください。

ご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

以上で本日の議案及び報告の審査はすべて終了しました。

次の現地調査は、10 月 4 日(金)9 時から、五十嵐委員、相本委員でお願いします。

第 16 回総会は、10 月 11 日(金)13 時 30 分からで、会場は保健センター集団指導室です。

以上をもちまして第 15 回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。

(起立、礼) お疲れ様でした。

午後 2 時 4 0 分 閉会

令和 年 月 日

山陽小野田市農業委員会

会 長

議事録署名委員

4 番委員

議事録署名委員

5 番委員